

甲8。令和2年10月20日に撮影とされたとする漆原真史車両。つまり接触事故後 修理工場CarCreateHIRO に架空修理入庫前の漆原真史車両である。損傷は明確には見えないが、訴訟代理人村山稔が自らデータ改ざんを行った甲9と同時に令和4年1月19日の一審期日で受領したもの。ドアには捏造損傷が見えるような気もするが、サイドステップには損傷は全く見えず甲7の替玉車両の損傷と整合していない。2審の違法な事実認定による判決結論では「甲7のサイドステップの傷は上告人車両の形態から生じえない。以前からの傷だろう」と単に賠償額から差し引くだけという重大な経験則違反を犯した。この甲8でサイドステップ損傷が詐欺そのものであることが明白に分かる。勿論全ての損傷が詐欺であり、それをここで指摘するのは2審判決の重大な法令違反をを明確に示すためである。



タイヤに白い縁取りはない。
 タイヤホイールから奥が見える。
 タイヤの溝は垂直。
 タイヤ周りのボディは曲線。
 ドアもタイヤ周りは曲線。
 ドアの山折れが鮮明に見える。
 サイドステップには傷がない。

この甲8の架空修理前の車両 および甲7の架空修理後の車両は漆原真史車両。しかし甲7の架空修理前の損傷車両つまり修理工場CarCreateHIROが三井ダイレクトへの保険金支払不正請求に使用した損傷車両は漆原真史車両ではない。上告人主張の「被上告人損害賠償請求は詐欺である」ことを甲7、甲8が明確に立証している。